



鳥取県公報

平成 25 年 4 月 12 日 (金)
第 8 4 8 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県臨床研修医研修資金貸付金貸付規則による指定病院等及び特定診療科の指定 (297) (医療政策課) 2 大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (3件) (298~300) (経済産業総室) 3 土地改良区の定款の変更の認可 (2件) (301・302) (農地・水保全課) 6 国土調査法による事業計画の決定 (303) (〃) 6 保安林の指定の解除予定 (2件) (304・305) (森林づくり推進課) 7 漁船損害等補償法による漁船保険契約の締結における義務加入の同意を求めるための 発起人の届出 (306) (水産課) 8 森林病虫害の駆除命令 (307) (東部農林事務所農林業振興課) 8 土地改良区の役員の就任 (308) (東部農林事務所地域整備課) 9 土地改良区の役員の就退任 (309) (〃) 9 鳥取県土木施設愛護ボランティア団体活動促進規程の一部改正 (310) (技術企画課) . . 10 指定居宅サービス事業者の指定 (311) (中部総合事務所福祉保健局) 11 指定介護予防サービス事業者の指定 (312) (〃) 11 指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (313) (〃) 12 指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (314) (〃) 12 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サー ビス事業者の指定 (315) (〃) 12 土地改良区の役員の就退任 (2件) (316・317) (中部総合事務所農林局) 13
◇ 選管告示	個人演説会等を開催することができる施設の指定の解除 (10) 15
◇ 調達公告	落札者の決定 (情報政策課) 15 落札者の決定 (物品契約課) 15 制限付一般競争入札の実施 (警察本部会計課) 16

告 示

鳥取県告示第297号

鳥取県臨床研修医研修資金貸付金貸付規則（平成25年鳥取県規則第29号）第1条に規定する指定病院等及び特定診療科を次のとおり指定する。

平成25年4月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 県内の普通地方公共団体又は地方公共団体の組合が設立する病院

指定病院等		特定診療科
名 称	所 在 地	
鳥取県立中央病院	鳥取市江津730	産科、小児科、救急科、精神科
鳥取県立厚生病院	倉吉市東昭和町150	〃
鳥取県立総合療育センター	米子市上福原七丁目13-3	〃
鳥取市立病院	鳥取市の場一丁目1	〃
岩美町国民健康保険岩美病院	岩美郡岩美町大字浦富1029-2	〃
国民健康保険智頭病院	八頭郡智頭町大字智頭1875	〃
南部町国民健康保険西伯病院	西伯郡南部町倭397	〃
日野病院	日野郡日野町野田332	〃
日南町国民健康保険日南病院	日野郡日南町生山511-7	〃

2 日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、独立行政法人労働者健康福祉機構又は独立行政法人国立病院機構が設立する病院

指定病院等		特定診療科
名 称	所 在 地	
鳥取赤十字病院	鳥取市尚徳町117	産科、小児科、救急科、精神科
鳥取県済生会境港総合病院	境港市米川町44	〃
独立行政法人労働者健康福祉機構山陰労災病院	米子市皆生新田一丁目8-1	〃
独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター	鳥取市三津876	〃
独立行政法人国立病院機構米子医療センター	米子市車尾四丁目17-1	〃

3 大学の医学部附属病院

指定病院等		特定診療科
名 称	所 在 地	
鳥取大学医学部附属病院	米子市西町36-1	産科、小児科、救急科、精神科

4 救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定に基づく救急病院の認定を受けている病院（1から3までに掲げるものを除く。）

指定病院等		特定診療科
名 称	所 在 地	
鳥取生協病院	鳥取市末広温泉町458	産科、小児科、救急科、

		精神科
清水病院	倉吉市宮川町129	〃
医療法人十字会野島病院	倉吉市瀬崎町2714-1	〃
藤井政雄記念病院	倉吉市山根43-1	〃
博愛病院	米子市両三柳1880	〃
高島病院	米子市西町6	〃
新田外科胃腸科病院	米子市中島二丁目1-46	〃

- 5 県が精神科救急医療施設として指定する病院（1 から 4 までに掲げるものを除く。）

指定病院等		特定診療科
名 称	所 在 地	
医療法人明和会渡辺病院	鳥取市東町三丁目307	産科、小児科、救急科、 精神科
医療福祉センター倉吉病院	倉吉市山根43	〃
医療法人勤誠会米子病院	米子市日原319-1	〃
皆生病院	米子市新開四丁目5-1	〃
養和病院	米子市上後藤三丁目5-1	〃

附 則

この告示は、平成25年4月12日から施行する。

鳥取県告示第298号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第1号及び第2号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、当該届出を縦覧に供する。

平成25年4月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール鳥取北イーストコート
鳥取市晩稲348他
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
イオンリテール株式会社 代表取締役社長 梅本 和典 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5-1
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
変更前 イオンモール鳥取北 鳥取市晩稲100-1 他
変更後 イオンモール鳥取北イーストコート 鳥取市晩稲348他
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
変更前 イオンリテール株式会社 代表取締役社長 村井 正平 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5-1
変更後 イオンリテール株式会社 代表取締役社長 梅本 和典 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5-1
- 4 変更年月日
 - (1) 3(1) 平成25年2月27日
 - (2) 3(2) 平成25年3月1日
- 5 変更する理由
大規模小売店舗の名称及び住所表示並びに設置者の代表者変更のため

- 6 届出年月日
平成25年 3 月18日
- 7 縦覧に供する書類
大規模小売店舗を設置している者の変更届出書
- 8 縦覧に供する期間
平成25年 4 月12日から 4 月間
- 9 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済産業総室
鳥取市尚徳町116 鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課
- 10 意見書の提出
鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、8の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第299号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第1号及び第2号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、当該届出を縦覧に供する。

平成25年 4 月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール鳥取北ウエストコート
鳥取市南限101他
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
イオンリテール株式会社 代表取締役社長 梅本 和典 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5-1
- 3 変更した事項
(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
変更前 ジャスコ鳥取北ショッピングセンターウエストコート 鳥取市南限字西折返101他
変更後 イオンモール鳥取北ウエストコート 鳥取市南限101他
(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
変更前 イオンリテール株式会社 代表取締役社長 村井 正平 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5-1
変更後 イオンリテール株式会社 代表取締役社長 梅本 和典 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5-1
- 4 変更年月日
(1) 3(1) 平成25年 2 月27日
(2) 3(2) 平成25年 3 月1日
- 5 変更する理由
大規模小売店舗の名称及び住所表示並びに設置者の代表者変更のため
- 6 届出年月日
平成25年 3 月18日
- 7 縦覧に供する書類
大規模小売店舗を設置している者の変更届出書

8 縦覧に供する期間

平成25年4月12日から4月間

9 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済産業総室

鳥取市尚徳町116 鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課

10 意見書の提出

鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、8の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第300号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、当該届出を縦覧に供する。

平成25年4月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール日吉津

西伯郡日吉津村大字日吉津1157

2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオンリテール株式会社 代表取締役社長 梅本 和典 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5-1

株式会社ひえづ物産 代表取締役 石 操 西伯郡日吉津村大字日吉津1026-1

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前 イオンリテール株式会社 代表取締役社長 村井 正平 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5-1

株式会社ひえづ物産 代表取締役 石 操 西伯郡日吉津村大字日吉津1026-1

変更後 イオンリテール株式会社 代表取締役社長 梅本 和典 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5-1

株式会社ひえづ物産 代表取締役 石 操 西伯郡日吉津村大字日吉津1026-1

4 変更年月日

平成25年3月1日

5 変更する理由

大規模小売店舗の設置者の代表者変更のため

6 届出年月日

平成25年3月18日

7 縦覧に供する書類

大規模小売店舗を設置している者の変更届出書

8 縦覧に供する期間

平成25年4月12日から4月間

9 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済産業総室

米子市糶町一丁目160 鳥取県西部総合事務所地域振興局

西伯郡日吉津村大字日吉津872-15 日吉津村建設産業課

10 意見書の提出

日吉津村の区域内に居住する者、日吉津村において事業活動を行う者、日吉津村の区域をその地区とする商工会その他の日吉津村に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、8の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第301号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、米子市伯仙土地改良区の定款の変更を平成25年4月4日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成25年4月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第302号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、大山町名和土地改良区の定款の変更を平成25年4月4日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成25年4月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第303号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、地籍調査に関する県の計画に基づく平成25年度における事業計画を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により告示する。

平成25年4月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
鳥取市	鳥取市国府町岡益、福部町左近、河原町三谷、河原町今在家、河原町徳吉、用瀬町美成、気高町宿、気高町高江、鹿野町中園、青谷町早牛、青谷町大坪及び青谷町蔵内の各一部	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
米子市	米子市淀江町稲吉の一部	〃
倉吉市	倉吉市上井町二丁目、上井、山根、旭田町、福吉町、新町三丁目、大正町、大正町二丁目、明治町、明治町二丁目、堺町二丁目、堺町三丁目、研屋町、魚町、東仲町、西仲町、葵町、仲ノ町、堺町一丁目、新町一丁目、新町二丁目、西町、上井町一丁目及び福庭の各一部	〃
岩美町	岩美郡岩美町大字大谷、大字陸上、大字長谷、大字岩本及び大字田河内の各一部	〃
若桜町	八頭郡若桜町大字根安、大字須澄、大字岩屋堂及び大字吉川の各一部	〃
智頭町	八頭郡智頭町大字奥本及び大字芦津の各一部	〃

八頭町	八頭郡八頭町西谷、柿原、別府、明辺、下津黒、市場及び志子部の各一部	〃
三朝町	東伯郡三朝町大字福吉、大字木地山、大字笏賀、大字柿谷、大字鉛山、大字下畑、大字俵原、大字大谷、大字田代、大字中津及び大字西尾の各一部	〃
湯梨浜町	東伯郡湯梨浜町大字北福、大字漆原、大字野花、大字羽衣石、大字方地及び大字白石の各一部	〃
琴浦町	東伯郡琴浦町大字八橋、大字別所、大字笠見、大字田越、大字松谷、大字出上、大字勝田、大字西宮、大字佐崎、大字太一垣、大字八幡、大字光、大字大杉、大字山田、大字公文、大字宮場、大字八反田、大字法万及び大字杉地の各一部	〃
大山町	西伯郡大山町御崎、田中、赤松、潮音寺、栄田、石井垣、樋口、赤坂、妻木、長田、富岡及び大山の各一部	〃
南部町	西伯郡南部町八金、池野、西、下中谷、鶴田、市山及び朝金の各一部	〃
伯耆町	西伯郡伯耆町字代、小野、大江、上野、溝口、上細見、立岩、吉定及び清原の各一部	〃
日南町	日野郡日南町阿毘縁、下阿毘縁、神戸上、花口、宮内、丸山、神福、新屋及び上萩山の各一部	〃
日野町	日野郡日野町久住の一部	〃
江府町	日野郡江府町大字武庫及び大字下安井の各一部	〃

鳥取県告示第304号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年4月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市洞谷字坂ノ下タ556の4・737の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する）

鳥取県告示第305号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年4月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
倉吉市関金町関金宿字上割2397の6、2397の7
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第306号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めることについての届出があったので、同令第5条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年4月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

届 出 事 項			指定漁船調書の縦覧	
発起人の住所及び氏名	加入区の名称	漁船損害等補償法第113条第1項の申出の相手方となる漁業協同組合の名称	場 所	期 間
西伯郡大山町御来屋28-1 敦賀 亀義 西伯郡大山町御来屋92-11 灘本 雄一	大山加入区	鳥取県漁業協同組合	西伯郡大山町御来屋1101 鳥取県漁業協同組合御来屋支所	平成25年4月12日から同月26日まで
米子市淀江町淀江905-6 富山 司 米子市淀江町淀江690-38 浜辺 隆俊	淀江加入区	鳥取県漁業協同組合	米子市淀江町淀江992-11 鳥取県漁業協同組合淀江支所	平成25年4月12日から同月26日まで

鳥取県告示第307号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項第4号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年4月12日

鳥取県東部農林事務所長 中 村 均

- 1 区域及び期間
 - (1) 区域
鳥取市の一部（別紙のとおりとする。）
 - (2) 期間
平成25年5月30日から同年7月17日まで
- 2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について、地上から薬剤の散布を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1 の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3 の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1 の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3 の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3 の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

(「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林・林業振興局、東部農林事務所及び鳥取市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

鳥取県告示第308号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大伊土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成25年4月12日

鳥取県東部農林事務所長 中 村 均

就任した役員の氏名及び住所

監 事 浦 林 和 實 八頭郡八頭町下野48

平成25年4月1日就任 任期4年

鳥取県告示第309号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定に基づき、次のとおり福井土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成25年4月12日

鳥取県東部農林事務所長 中 村 均

退任した役員の氏名及び住所

理 事 前 田 守 正 鳥取市福井257

〃 石 上 康 弘 鳥取市福井150

〃 小 谷 俊 行 鳥取市福井224

〃 田 中 仁 鳥取市三津342

〃 井 上 範 行 鳥取市福井244-7

〃 福 本 順 治 鳥取市福井106-2

監 事 寺 嶋 覚 鳥取市福井358

〃 福 井 秀 明 鳥取市福井374

平成24年7月13日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 前 田 守 正 鳥取市福井257
 " 石 上 康 弘 鳥取市福井150
 " 小 谷 俊 行 鳥取市福井224
 " 田 中 仁 鳥取市三津342
 " 井 上 範 行 鳥取市福井244- 7
 " 福 本 順 治 鳥取市福井106- 2
 監 事 寺 嶋 覚 鳥取市福井358
 " 福 井 秀 明 鳥取市福井374
 平成24年 7 月14日就任 任期 4 年

鳥取県告示第310号

鳥取県土木施設愛護ボランティア団体活動促進規程(平成15年鳥取県告示321号)の一部を次のように改正する。

平成25年 4 月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(愛護ボランティア団体の登録)</p> <p>第 3 条 特定非営利活動促進法(平成10年法律第 7 号) 第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の 2 第 1 項に規定する地縁による団体、水防団、消防団、青年団、老人会、婦人会、学校関係団体、スポーツ同好会その他これらに類する団体が土木施設の愛護活動を行うため県から支援又は清掃等の業務委託を受けようとするときは、様式第 1 号による土木施設愛護ボランティア団体登録申請書を所轄の総合事務所長又は県土整備事務所長(日野郡の土木施設の愛護活動を行う団体にあつては西部総合事務所日野振興センター所長、鳥取港若しくは田後港又は網代漁港の愛護活動を行う団体にあつては鳥取港湾事務所長、境漁港の愛護活動を行う団体にあつては境港水産事務所長。以下「所長」という。)を経由して、知事に提出するものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(愛護団体の活動)</p> <p>第 6 条 愛護団体が実施する活動の内容は、おおむね次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 道路の清掃、除草、植栽管理、<u>歩道除雪又は高木の防除</u></p>	<p>(愛護ボランティア団体の登録)</p> <p>第 3 条 特定非営利活動促進法(平成10年法律第 7 号) 第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の 2 第 1 項に規定する地縁による団体、水防団、消防団、青年団、老人会、婦人会、学校関係団体、スポーツ同好会その他これらに類する団体が土木施設の愛護活動を行うため県から支援又は清掃等の業務委託を受けようとするときは、様式第 1 号による土木施設愛護ボランティア団体登録申請書を所轄総合事務所長(鳥取港若しくは田後港又は網代漁港の愛護活動を行う団体にあつては鳥取港湾事務所長、境漁港の愛護活動を行う団体にあつては境港水産事務所長。以下「所長」という。)を経由して、知事に提出するものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(愛護団体の活動)</p> <p>第 6 条 愛護団体が実施する活動の内容は、おおむね次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 道路の清掃、除草、植栽管理又は歩道除雪</p>

<p>(2) 公園の整地、清掃、除草、<u>植栽管理又は高木の防除</u></p> <p>(3) 河川の清掃、除草、<u>植栽管理又は高木の防除</u></p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(愛護ボランティア団体活動推進協議会)</p> <p>第9条 愛護団体の活動の円滑な推進に資するため、<u>中部総合事務所県土整備局、西部総合事務所米子県土整備局若しくは日野振興センター日野県土整備局又は各県土整備事務所</u>（鳥取港若しくは田後港又は網代漁港に係る愛護団体にあつては鳥取港湾事務所、境漁港に係る愛護団体にあつては境港水産事務所）に愛護団体の役員並びに市町村及び知事の事務部局の職員を構成員とする愛護ボランティア団体活動推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>2 略</p>	<p>(2) 公園の整地、清掃、除草又は植栽管理</p> <p>(3) 河川の清掃、除草又は植栽管理</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(愛護ボランティア団体活動推進協議会)</p> <p>第9条 愛護団体の活動の円滑な推進に資するため、<u>各総合事務所の県土整備局</u>（鳥取港若しくは田後港又は網代漁港に係る愛護団体にあつては鳥取港湾事務所、境漁港に係る愛護団体にあつては境港水産事務所）に愛護団体の役員並びに市町村及び知事の事務部局の職員を構成員とする愛護ボランティア団体活動推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>2 略</p>
---	---

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の鳥取県土木施設愛護ボランティア団体活動促進規定第6条の規程は、この告示の施行の日以後に行われる活動について適用する。

鳥取県告示第311号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年4月12日

鳥取県中部総合事務所長 中 山 孝 一

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人中部福祉会	はわいデイサービスセンターあずま園	東伯郡湯梨浜町大字光吉107-35	平成25年4月10日	通所介護

鳥取県告示第312号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成25年4月12日

鳥取県中部総合事務所長 中 山 孝 一

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人中部福祉会	はわいデイサービスセンターあずま園	東伯郡湯梨浜町大字光吉107-35	平成25年4月10日	介護予防通所介護

鳥取県告示第313号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年4月12日

鳥取県中部総合事務所長 中 山 孝 一

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
有限会社ひかり保健企画	かじか調剤薬局	東伯郡三朝町大字山田683-1	平成25年3月29日	平成25年4月30日	居宅療養管理指導

鳥取県告示第314号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成25年4月12日

鳥取県中部総合事務所長 中 山 孝 一

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
有限会社ひかり保健企画	かじか調剤薬局	東伯郡三朝町大字山田683-1	平成25年3月29日	平成25年4月30日	介護予防居宅療養管理指導

鳥取県告示第315号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成25年4月12日

鳥取県中部総合事務所長 中 山 孝 一

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人和	倉吉市福庭町一丁目365-2	もなみ	倉吉市堺町二丁目239-38	生活介護、就労移行支援、就労継続支援B型	平成25年4月2日

鳥取県告示第316号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり国光土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成25年 4 月12日

鳥取県中部総合事務所長 中 山 孝 一

退任した役員の氏名及び住所

理 事	高 岡 和 美	倉吉市国分寺253
〃	河 本 和 美	倉吉市福光419－ 4
〃	岸 本 達	倉吉市国分寺236
〃	小 谷 英 人	倉吉市国分寺314
〃	早 田 博 之	倉吉市横田698
〃	大 下 繁 樹	倉吉市福光582
〃	伊 藤 研	倉吉市福光256－ 3
〃	矢 城 良太郎	倉吉市横田693
監 事	前 田 浩 登	倉吉市福光565－ 2
〃	松 本 孝 幸	倉吉市国分寺240

平成25年 3 月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	高 岡 和 美	倉吉市国分寺253
〃	河 本 和 美	倉吉市福光419－ 4
〃	岸 本 達	倉吉市国分寺236
〃	小 谷 彰 仁	倉吉市国分寺263
〃	早 田 博 之	倉吉市横田698
〃	大 下 繁 樹	倉吉市福光582
〃	伊 藤 研	倉吉市福光256－ 3
〃	矢 城 良太郎	倉吉市横田693
監 事	前 田 浩 登	倉吉市福光565－ 2
〃	松 本 孝 幸	倉吉市国分寺240

平成25年 4 月 1 日就任 任期 3 年

鳥取県告示第317号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり北条水系土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成25年 4 月12日

鳥取県中部総合事務所長 中 山 孝 一

退任した役員の氏名及び住所

理 事	山 本 公 孝	倉吉市小田131
-----	---------	----------

〃	南 條 康 博	倉吉市井手畑129
〃	細 川 國 弘	倉吉市新田294- 2
〃	大 上 哲 人	倉吉市穴窪231
〃	池 田 捷 昭	東伯郡北栄町江北810- 1
〃	中 田 賢 一	東伯郡北栄町江北2743- 11
〃	井 上 廣 一	東伯郡北栄町国坂522
〃	井 上 浩	東伯郡北栄町国坂270
〃	岸 田 一 成	東伯郡北栄町土下175
〃	田 熊 孝 則	東伯郡北栄町米里295
〃	木 村 悟	東伯郡北栄町北尾433
〃	中 村 昭 康	東伯郡北栄町田井409
〃	前 田 茂 樹	東伯郡北栄町下神631
〃	永 田 恭 彦	東伯郡北栄町東園407
〃	山 田 敏 広	東伯郡北栄町西園1186
〃	山 崎 伸 二	東伯郡北栄町瀬戸66- 1
〃	東 茂 紀	東伯郡北栄町原853
監 事	岸 田 佳 人	倉吉市古川沢246
〃	原 田 健	東伯郡北栄町松神829
〃	井 中 信 一	東伯郡北栄町六尾324

平成25年3月15日退任

就任した役員の名及び住所

理 事	山 本 公 孝	倉吉市小田131
〃	徳 田 和 幸	倉吉市下古川17
〃	細 川 國 弘	倉吉市新田294- 2
〃	大 上 哲 人	倉吉市穴窪231
〃	池 田 捷 昭	東伯郡北栄町江北810- 1
〃	清 水 勳	東伯郡北栄町江北1814
〃	前 田 英 満	東伯郡北栄町国坂449
〃	井 上 浩	東伯郡北栄町国坂270
〃	岸 田 一 成	東伯郡北栄町土下175
〃	岩 垣 廣 忠	東伯郡北栄町北条島582
〃	田 中 泰 昌	東伯郡北栄町弓原383
〃	前 田 茂 樹	東伯郡北栄町下神631
〃	実 光 辰 巳	東伯郡北栄町曲554
〃	永 田 恭 彦	東伯郡北栄町東園407
〃	山 崎 伸 二	東伯郡北栄町瀬戸66- 1
〃	石 賀 和 英	東伯郡北栄町六尾498
〃	東 茂 紀	東伯郡北栄町原853
監 事	岸 田 佳 人	倉吉市古川沢246
〃	原 田 健	東伯郡北栄町松神829
〃	中 村 輝 夫	東伯郡西園1187

平成25年4月1日就任 任期4年

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第10号

鳥取市選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会等を開催することができる施設の指定を解除した旨の報告があったので、次のとおり告示する。

平成25年4月12日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

指定を解除した施設の名称	所在地
鳥取市用瀬町川中集会所	鳥取市用瀬町川中141

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年4月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 調達件名及び数量 ウィルス対策ソフトのライセンス 一式
- 契約方式 一般競争入札
- 契約日 平成25年2月6日
- 契約の相手方名称及び所在地 株式会社鳥取県情報センター
鳥取市寺町50
- 落札金額 31,177,650円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 入札公告日 平成25年1月11日
- 落札方式 最低価格落札方式
- 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県地域振興部情報政策課
鳥取市東町一丁目220

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年4月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 調達件名及び数量 平成25年度とっとり県政だよりの印刷業務 1回につき206,800部 12回発行
- 契約方式 一般競争入札
- 落札日 平成25年3月25日
- 落札者の名称及び所在地 中央印刷株式会社
鳥取市南栄町34番地

5 落札金額	23,190,552円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 入札公告日	平成25年2月15日
7 落札方式	最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称及び所在地	鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課 鳥取市東町一丁目220

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年4月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

ユニットハウスほか賃貸借 一式

- | | |
|-------------|----|
| ア ユニットハウス | 1棟 |
| イ 仮設トイレ | 5棟 |
| ウ 屋外手洗いユニット | 5台 |
| エ 立哨ボックス | 4台 |

(2) 調達案件の仕様及び設置場所

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

ア ユニットハウス

平成25年5月23日（木）から同月27日（月）まで

イ 仮設トイレ、屋外手洗いユニット及び立哨ボックス

平成25年5月24日（金）から同月27日（月）まで

(4) 入札書の記載方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成25年4月12日（金）から同年5月9日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分がその他の賃借のその他に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成25年4月25日（木）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

- (4) この公告に示した業務を確実に履行できる者であること。
- (5) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有していること。
- 3 契約担当部局
鳥取県警察本部警務部会計課
- 4 入札手続等
- (1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先
〒680-8520 鳥取市東町一丁目271
鳥取県警察本部警務部会計課予算係
電話 0857-23-0110
- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当
電話 0857-26-7433
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)の場所で平成25年4月12日(金)から同月22日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。
なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局へ電話により請求すること。
- (4) 郵便等による入札
可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。
- (5) 入札及び開札の日時及び場所
平成25年5月9日(木)午後2時(ただし、郵送による入札書の受領期限は、同月8日(水)午後5時までとする。)
鳥取市東町一丁目271
鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)
- 5 入札者に要求される事項
- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成25年4月30日(火)午後5時までに提出し、2の入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
本件入札に参加する者は、入札保証金として、入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。
なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第123条第3項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。
ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。